

寒川町契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第7号

寒川町契約規則の一部を改正する規則

寒川町契約規則(昭和50年寒川町規則第5号)の一部を次のように改正する。

第32条第10号を次のように改める。

(10) 契約不適合責任

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。